

岩手県市町村総合事務組合規程第3号（令和2年5月28日公布）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程の一部を改正する規程

市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程（平成元年岩手県市町村総合事務組合規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（遺族特別援護金の支給）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>1,055万</u> <u>円</u></p> <p>(2) 遺族補償一時金の受給権者で、条例第17条第2項第1号、第2号又は第4号に該当するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>1,055万</u> <u>円</u></p> <p>(3) 遺族補償一時金の受給権者で条例第17条第2項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は法施行規則別表第3に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にある3親等内の親族 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> | <p style="text-align: center;">（遺族特別援護金の支給）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>1,115万</u> <u>円</u></p> <p>(2) 遺族補償一時金の受給権者で、条例第17条第2項第1号、第2号又は第4号に該当するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>1,115万</u> <u>円</u></p> <p>(3) 遺族補償一時金の受給権者で条例第17条第2項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は法施行規則別表第3に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にある3親等内の親族 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>ア (略)</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>740万円</u></p> <p>(4) 遺族補償一時金の受給権者で条例第17条第2項第3号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>420万円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(長期家族介護者援護金の支給)</p> <p>第25条の2 長期家族介護者援護金は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、当該傷病補償年金又は当該障害補償年金に係る障害が次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「要介護年金受給権者」という。）が、当該障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合（その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。）に、その遺族に対し、支給する。ただし、要介護年金受給権者の死亡の原因について長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めるときは、管理者は、長期家族介護者援護金を支給しないことができる。</p> <p>(1) せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要するもの</p> <p>(2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要するもの</p> <p>2～7 (略)</p> | <p>ア (略)</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>780万円</u></p> <p>(4) 遺族補償一時金の受給権者で条例第17条第2項第3号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>445万円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(長期家族介護者援護金の支給)</p> <p>第25条の2 長期家族介護者援護金は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、当該傷病補償年金又は当該障害補償年金に係る障害が次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「要介護年金受給権者」という。）が、当該障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合（その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。）に、その遺族に対し、支給する。ただし、要介護年金受給権者の死亡の原因について長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めるときは、管理者は、長期家族介護者援護金を支給しないことができる。</p> <p>(1) せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に<u>又は随時</u>介護を要するもの</p> <p>(2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に<u>又は随時</u>介護を要するもの</p> <p>2～7 (略)</p> |

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の規程第16条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程第25条の2の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた長期家族介護者援護金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた長期家族介護者援護金については、なお従前の例による。